

高松市中央卸売市場及び高松市公設花き地方卸売市場の卸売業者の卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定める要領

1 高松市中央卸売市場における販売開始時刻及び販売終了時刻

高松市中央卸売市場業務条例第6条第2項の規定による販売開始時刻及び販売終了時刻は、高松市中央卸売市場業務条例第6条第1項の開場時間の範囲内で、次のとおり定める。

(1) 青果部

せり売又は入札	野菜	午前6時30分から午前10時まで
	果実	午前7時から午前10時まで
相対売又は定価売		午前零時から午後12時まで

(2) 水産物部

せり売又は入札		午前5時30分から午前10時まで
相対売又は定価売		午前零時から午後12時まで

2 高松市公設花き地方卸売市場における販売開始時刻及び販売終了時刻

高松市公設花き地方卸売市場業務条例第6条第2項の規定による販売開始時刻及び販売終了時刻は、高松市公設花き地方卸売市場業務条例第6条第1項の開場時間の範囲内で、次のとおり定める。

(1) せり売又は入札 午前7時30分から午後2時まで

(2) 相対売又は定価売 午前零時から午後12時まで

附 則

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。